

令和 8 年 2 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 8 年 2 月 25 日 (月) 午後 1 時 30 分～1 時 50 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 地下 1 階 第 5 会議室

3. 議 事

日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 2 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 3 議案第 3 号 農地中間管理権の設定について

4. 出席した農業委員 (13 名)

1 番 櫻 井 正 彦	2 番 赤 石 忠 秋	3 番 新 井 茂
4 番 石 原 郷 士	5 番 今 泉 達 夫	6 番 大 澤 恵 美 子
7 番 木 村 修 一	8 番 清 水 照 夫	9 番 根 岸 千 春
10 番 星 野 邦 夫	11 番 星 野 健 一	12 番 星 野 文 雄
13 番 小 林 利 信		

5. 欠席した農業委員 (名)

6. 出席した農地利用最適化推進委員 (12 名)

1 番 岩 澤 道 行	2 番 大 澤 弘 樹	3 番 大 塚 孝 一
4 番 小 倉 正 範	5 番 小 澤 勝	6 番 蕪 木 久 永
7 番 小 磯 勝 美	9 番 関 口 光 則	10 番 高 草 木 国 雄
11 番 武 裕 士	12 番 松 井 正 和	13 番 柳 澤 照 雄

7. 欠席した農地利用最適化推進委員 (1 名)

8 番 鈴 木 伸 一

8. 出席した事務局職員 (3 名)

事務局長 山 銅 敏 男 係長 山 本 賢 主任 田 村 翼

事務局 それでは、これより令和8年2月の農業委員会総会を開催いたします。
本日の出席委員は農業委員13名中、現在の出席委員は13名です。以上により、
本日の総会は農業委員会等に関する法律第27条第3項により、過半数に達して
おりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地
利用最適化推進委員13名中、現在の出席委員は12名となります。
それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会長 こんにちは。今日は久々に雨が降って、足下が悪い中ご出席して頂きありがとう
ございます。また、皆さんの協力により、案件がスムーズに承認されます事をお
願いいたしまして、始めたいと思います。

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて
参りますので、よろしく願いいたします。

議長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

議長 会期決定についてお諮りいたします。令和8年2月25日、会期は本日一日限りで
よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 会期は令和8年2月25日、一日限りといたします。

議事録署名人の決定

議長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

議長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「11番：星野 健一 委
員」と「12番：星野 文雄 委員」の両名をお願いいたします。

議案第1号

議長 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたし
ます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和8年2月25日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。
今回は2件ございますので、2件ずつ説明させていただきます。
番号1番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になりま
す。笠懸町阿左美、畑、売買。譲受人、譲渡人合意のもと、所有権の移転(売買)
を行いたく申請するもの。
番号2番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になり

ます。笠懸町久宮、畑、区分地上権設定。申請地にて営農型太陽光発電事業を営んでおり、一時転用の終期を迎えるため更新の申請をおこなうもの。
以上2件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号1番

議 長

番号1番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番

議 長

番号2番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号2番の申請は可決いたします。

議案第2号

議 長

日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
今回は4件ございますので、2件ずつ説明させていただきます。

事務局

番号1番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。一般住宅用地、売買。一般住宅用地を探していたところ、適地が見つかり売買の話がまとまったため申請するもの。
番号2番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町久宮、畑。営農型太陽光発電設備用地(一時転用)、使用貸借。申請地にて営農型太陽光発電事業を営んでおり、一時転用の終期を迎えるため更新の申請をおこなうもの。
以上2件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号1番

議 長

番号1番について、笠懸第4区の担当委員より説明をお願いします。

11番委員

11番、星野です。地図の1番をご覧ください。県道太田大間々線、78号線を南下して行って、旧〇〇布団店の信号機を左折してもらって、みどり市の4分団前を通過して次の信号機の前20m位の所の右側になります。草は多少あったんですけど、外はきれいになっています。南側以外は全部家に囲まれているので、何の問題も無いと思いますので、慎重審議の程よろしくをお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番

議 長

番号2番について、笠懸第6区の担当委員より説明をお願いします。

8番委員

8番、清水です。地図の2番をご覧ください。申請地は国道50号、鹿の信号から前橋方面に向かい、スーパー〇〇の手前の信号を左折して頂き、両毛線の高架を過ぎた次の信号を右に曲がりまして、700m程行くと〇〇商店のヤードがあるんですが、その南側になります。太陽光発電の申請地という事で何ら問題はないと思います。慎重審議の程よろしくお願いたします。

議 長

説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号2番の申請は可決いたします。

事務局

続きまして、番号3番、番号4番についてご説明いたします。

番号3番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。一般住宅用地、使用貸借。一般住宅用地を探していたとこ

ろ、適地が見つかり、使用貸借の話がまとまったため申請するもの。
番号4番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町上神梅、田および畑。太陽光発電設備の設置、売買。太陽光発電設備用地を探していたところ、適地が見つかり、売買の話がまとまったため申請するもの。
以上2件の審議について、よろしく願いいたします。

番号3番

議 長

番号3番について、笠懸第8区の担当委員より説明をお願いします。

9番委員

4番、石原です。地図の3番をご覧ください。大間々尾島線を南下しまして、笠懸に入り、JA新田みどりのガソリンスタンドの手前右側に〇〇ラーメンがあります。〇〇ラーメンの前の路地を右折しまして、20m位行きますと、家と家のコの字型に挟まれたような土地がありまして、申請地はそこになります。何ら問題はないと思います。慎重審議の程よろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号3番の申請は可決いたします。

番号4番

議 長

番号4番について、大間々第17区の担当委員より説明をお願いします。

3番委員

3番、新井です。地図の4番をご覧ください。場所は、神上梅駅を見て、踏切を下り、5m位の所を左に曲がって住宅地があるんですけど、そこを入れて行ってすぐの所に畑がフェンスに囲まれていて、少し草が生えていたんですけど、特に問題はないかと思えます。慎重審議の程よろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 4 番の申請は可決いたします。

議案第 3 号

会 長 日程第 3 議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の設定について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の設定について」

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定依頼があったので、決定を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出、みどり市農業委員会 会長 小林利信。今回は新規設定が 7 件ございます。

「設定する土地」「設定を受ける者」「設定する者」「設定する利用権」は記載のとおりになります。

設定する土地は 14 筆あります。

番号 1 番、2 番、大間々町浅原、台帳、現況とも田となります。

番号 3 番、4 番、大間々町浅原、台帳、現況とも田となります。

番号 5 番、6 番、大間々町大間々、台帳、現況とも畑となります。

番号 7 番、8 番、9 番、大間々町大間々、台帳、現況とも畑となります。

番号 10 番、大間々町下神梅、台帳、現況とも畑になります。

番号 11 番、12 番、笠懸町久宮、台帳、現況とも畑になります。

番号 13 番、14 番、笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。

新規設定 7 件の地積合計は、21,155 m²となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。新規設定につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、新規設定について採決をいたします。新規設定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、新規設定の申請は可決いたします。

これですべての審議を終了しましたので、令和 8 年 2 月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和 8 年 2 月 25 日 午後 時 分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会長

小林利信

11番委員

星野健一

12番委員

星野文雄